

みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準

農林水産省 $\left\{ \begin{array}{l} \text{大臣官房環境バイオマス政策課長} \\ \text{農 産 局 長} \end{array} \right\}$ 通 知

制 定 令和5年3月30日4環バ第464号
4農産第4199号

改 正 令和6年3月28日5環バ第406号
5農産第5080号

みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める事業の実施に必要な交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の決定

推進事業（別表1の（1）から（4）までに掲げる事業をいう。以下同じ。）、科学技術振興事業（別表1の（5）から（7）までに掲げる事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表1の（8）及び（9）に定める事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

交付等要綱第5に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

（1）次の順序・方法により配分額を算定・配分することとする。

ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。ただし、別表1の（2）及び（5）について、配分可能額が事業実施計画に係る要望額の合計額を下回る場合は、みどりの食料システム戦略をより効果的に推進するため、配分対象となる事業実施計画のポイントに応じ、減額して配分することができるものとする。

（2）同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分

する。

ア 同一事業の配分の場合

要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内において、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。

イ 異なる事業の配分の場合

(ア) 各事業及び同一事業内において、複数の事業内容がある場合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

(イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の数で割り算して平均要望額を算定する。

(ウ) 各事業実施計画の要望額を (イ) で算定した平均要望額で割り算して得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。

(エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

(3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。ただし、(1) のただし書に該当する場合の下限についてはその限りではない (P)。

2 配分結果の公表

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

(1) 都道府県別の要望件数

(2) 都道府県別の配分対象件数

3 留意事項

(1) 別表 2 に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、当該事業を取り下げ、中止又は廃止するものとする。

ただし、北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長（以下「地方農政局長等」という。）が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取り下げ、中止、又は廃止した場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第 2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推

進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定により実施した事業又は令和5年度に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の配分基準の規定により実施した事業又は令和6年度に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

別表 1

区	分
推進事業	
	(1) 推進体制整備
	(2) 有機農業産地づくり推進
	(3) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進
	(4) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
科学技術振興事業	
	(5) グリーンな栽培体系への転換サポート
	(6) SDGs 対応型施設園芸確立
	(7) 地域循環型エネルギーシステム構築
整備事業	
	(8) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消施設整備
	(9) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

別表2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 共通項目

必須項目及び配点基準		ポイント
有効性	① みどりの食料システム戦略に掲げたK P I（重要業績評価指標）に貢献する取組となっているか。 ア K P I達成に貢献する取組となっている。 イ K P I達成に貢献する取組となっていない。	3 不選定
実現性	② 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっているか。 ア 目標の達成、実現性の観点から適当と認められる。 イ 目標の達成、実現性の観点から適当でない。	3 不選定
先進性	③ 事業実施内容が地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できるか。 ア 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できる。 イ 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できない。	3 不選定
普及性	④ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できるか。 ア 地域に広く普及することが期待できる。 イ 地域に広く普及することが期待できない。	3 不選定
加算項目		
特定区域の設定	⑤ 事業実施地域がみどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は令和6年度までに特定区域の設定が見込まれる場合。	10
その他		
労働環境改善	⑥-1 事業実施主体等が以下の取組をしている場合。 ア 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれている場合、その過半が、労働時間、休日、休憩、時間外及び休日の労働の項目について、就業規則又はこれに準ずるものに規定している。 イ 事業実施主体及びその構成員又は事業に参加する者について、農業経営体が含まれていない場合、事業実施主体が農林漁業者向けに労働環境改善（労働基準法の準拠、労働・社会保険への加入等）に関する研修等を令和6年度中に実施した又は実施予定である。	2

継続事業	⑥-2 過年度同一事業において、複数年度実施計画として成果目標を設定し交付決定された事業のうち、2年目以降に実施する事業実施計画の場合。ただし、別表1の(8)及び(9)の事業は除く。 なお、前年度に有機農業実施計画の策定に取り組んだ上で、当該計画に基づく取組を行う別表1の(2)の事業実施計画の場合も加算とする。	5
------	---	---

2 事業別項目

(1) - 1 推進体制整備 (みどりの食料システム基本計画の推進)

	評価項目及び配点基準	ポイント
法との関連性	⑦ 事業実施主体の管内において、 ア 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数について、法第16条第1項に規定する都道府県の基本計画(以下「基本計画」という。)に目標を定めている又は令和6年度までに定める見込みがある。	5
	イ 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、複数の農林漁業者が一つの申請(グループ申請)によって受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合。	5
的確性	⑧ 事業内容が、基本計画に掲げる目標の達成や見直しに寄与するものとなっているか。 ア なっている。 イ なっていない。	4 不選定
持続性・先進性	⑨-1 事業が以下の者と連携した取組となっているか。 農林漁業者及びその組織する団体、小売事業者、流通事業者、食品事業者、商工業者、大学・研究機関、金融機関、農機・資材メーカー、消費者団体、マスコミ ア 5つ以上含む イ 3つ以上含む	4 2
	⑨-2 令和6年度中に基本計画の改定を行うことが確実に見込まれる。	8
	⑨-3 事業実施主体の管内において、法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている、又は令和6年度までに締結される見込みがある。	1 2

(1) - 2 推進体制整備 (有機農業指導員等の育成・確保)

評価項目及び配点基準		ポイント
法との関連性	⑦ 事業実施主体の管内において、 ア 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数について、法第16条第1項に規定する都道府県の基本計画に目標を定めている又は令和6年度までに定める見込みがある。	5
	イ 法第19条第1項に規定する法環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、複数の農林漁業者が一つの申請（グループ申請）によって受けている場合又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある場合。	5
実効性	⑧ 新規の専門指導員の育成の目標について、次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。 ア 新規の専門指導員について、10人以上を育成する計画である。 イ 新規の専門指導員について、5人以上を育成する計画である。 ウ 新規の専門指導員について、5人未満を育成する計画である。 ※1人が種別の異なる専門指導員を担う場合は、種別に応じた人数として扱うこととする。	14 7 0
	⑨ 専門指導員による指導活動の目標について、次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。 ア 専門指導員による講習会や現地指導等の指導活動を20回以上行う計画である。 イ 専門指導員による講習会や現地指導等の指導活動を10回以上行う計画である。 ウ 専門指導員による講習会や現地指導等の指導活動を10回未満行う計画である。	14 7 0

※同一事業実施主体において、(1)－1、(1)－2の両方に取り組む場合、ポイントの高い取組を採択ポイントとする。

(2) 有機農業産地づくり推進のうち交付等要綱別記2第1の1(1)関係

⑦から⑨－2までのポイントの合計は38ポイントを上限とし、⑨－1及び⑨－2のポイントの合計は5ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 法との関連性	事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の	

	<p>促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までにこれらの認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイのa、bのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>
⑧-1 取組内容（有機農業実施計画の策定）		
有機農業実施計画の策定	事業実施計画書の内容が有機農業実施計画の策定に向けた取組となっている。	16
⑧-2 取組内容（国際水準の有機農業）		
国際的に行われている有機農業	国際的に行われている有機農業の取組が含まれている事業実施計画書	2
⑧-3 取組内容（複数の取組）		
複数取組の実施	取組内容が生産関係、加工・流通関係、消費関係の3項目以上となっている事業実施計画書	2
⑧-4 取組内容（輸出の取組）		

認定された輸出事業計画の有無	事業実施地域において、有機農産物を含む輸出事業計画が認定されている又は輸出事業計画案の事前確認を受けており認定の見込があること。	3
⑧-5 取組内容（関連事業との連携）		
関連事業との連携	当該年度内の生産関係の取組として、別表1の(5)の事業により有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討を実施していること又は実施する予定であることが記載されている事業実施計画書	10
⑧-6 取組内容（生産方式の変革）		
スマート農業技術に対応するための生産方式の変革	スマート農業技術に対応するための生産方式の変革に取り組む内容が記載されている事業実施計画書	1
⑨-1 有機農業の栽培管理協定の締結		
有機農業の栽培管理協定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村において、法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている、又は令和7年度までに締結する予定である。	5
⑨-2 地域計画への位置付け		
地域計画への位置付け	ア 事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定された地域計画に位置付けられている。	5
	イ 事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく協議の場において協議されている。	3

(2) - 2 有機農業産地づくり推進のうち交付等要綱別記2第1の1(2)関係⑦から⑨-3までのポイントの合計は38ポイントを上限とし、⑨-1及び⑨-2のポイントの合計は5ポイントを上限とする。

	評価項目及び配点基準	ポイント
⑦ 法との関連性	事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活	

	<p>動実施計画」若しくは法第 39 条第 1 項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和 6 年度までにこれらの認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイの a、b のうち該当するものを選択し、合計すること。（10 点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。 3</p> <p>b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。 5</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が 1 者以上含まれている。 5</p>	
⑧ - 1 有機農業実施計画に掲げる目標	以下のア～コからいずれか 1 つ選択する。	
ア 有機農業の面積拡大（稲）	<p>事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積</p> <p>a 10 ha 以上 16</p> <p>b 7 ha 以上 12</p> <p>c 4 ha 以上 8</p> <p>d 1 ha 以上 4</p>	
イ 有機農業の面積拡大（麦・大豆・雑穀）	<p>事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積</p> <p>a 5 ha 以上 16</p> <p>b 3 ha 以上 12</p> <p>c 2 ha 以上 8</p>	

	d 1 ha 以上	4
ウ 有機農業の 面積拡大 (いも類・露地 野菜)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農 業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業 の面積 a 2.0 ha 以上 b 1.5 ha 以上 c 1.0 ha 以上 d 0.5 ha 以上	16 12 8 4
エ 有機農業の 面積拡大 (茶)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農 業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業 の面積 a 2.0 ha 以上 b 1.5 ha 以上 c 1.0 ha 以上 d 0.5 ha 以上	16 12 8 4
オ 有機農業の 面積拡大 (果樹)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農 業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業 の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.5 ha 以上 d 0.3 ha 以上	16 12 8 4
カ 有機農業の 面積拡大 (施設園芸)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農 業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業 の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.5 ha 以上 d 0.3 ha 以上	16 12 8 4
キ 有機農業の 取組面積割合 拡大	事業実施計画に記載した実施地域における有機農 業の取組面積割合を、有機農業実施計画の目標年 次までに拡大 a 20ポイント以上	16

		b 15ポイント以上 c 10ポイント以上 d 5ポイント以上	12 8 4
	ク 有機農業で 生産された農産 物等の販売数量	事業実施計画に記載した実施地域における有機農 産物等の販売数量（原則として重量とする）を実 施計画の目標年次までに現在の有機農産物等の販 売数量から拡大 a 11ポイント以上 b 7ポイント以上 c 5ポイント以上 d 3ポイント以上	16 12 8 4
	ケ 有機農業に取り 組む農業者数	事業実施計画に記載した実施地域における有機農 業者数を有機農業実施計画の目標年次までに現在 の有機農業者数から拡大 a 5人以上 b 3人以上 c 2人以上 d 1人以上	16 12 8 4
	コ 有機農業に取り 組む農業者の割合	事業実施計画に記載した実施地域における有機農 業者の割合を有機農業実施計画の目標年次までに 拡大 a 5%以上 b 3%以上 c 2%以上 d 1%以上	16 12 8 4
⑧-2 取組内容（国際水準の有機農業）			
	国際的に行われている 有機農業	国際的に行われている有機農業の取組が含まれて いる事業実施計画書	2
⑧-3 取組内容（複数の取組）			
	複数取組の実施	取組内容が生産関係、加工・流通関係、消費関係の 3項目以上となっている事業実施計画書	2
⑧-4 取組内容（輸出の取組）			

認定された輸出事業計画の有無	事業実施地域において、有機農産物を含む輸出事業計画が認定されている又は輸出事業計画案の事前確認を受けており認定の見込があること。	3
⑧-5 取組内容（関連事業との連携）		
関連事業との連携	当該年度内の生産関係の取組として、別表1の(5)の事業により有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討を実施していること又は実施する予定であることが記載されている事業実施計画書	10
⑧-6 取組内容（生産方式の変革）		
スマート農業技術に対応するための生産方式の変革	スマート農業技術に対応するための生産方式の変革に取り組む内容が記載されている事業実施計画書	1
⑨-1 有機農業の栽培管理協定の締結		
有機農業の栽培管理協定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村において、法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている。	5
⑨-2 地域計画への位置付け		
地域計画への位置付け	ア 事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定された地域計画に位置付けられている。	5
	イ 事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく協議の場において協議されている。	3
⑨-3 有機農業実施計画の推進		
有機農業実施計画の策定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村において、有機農業実施計画が策定されている。	5

(2) - 3 有機農業産地づくり推進のうち交付等要綱別記2第1の1(3)関係

⑦から⑨-2までのポイントの合計は38ポイントを上限とし、⑨-1及び⑨-2のポイントの合計は5ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 法との関連性	事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項	

	<p>に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第 21 条第 1 項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第 39 条第 1 項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和 6 年度までにこれらの認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイの a、b のうち該当するものを選択し、合計すること。（10 点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。 3</p> <p>b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、全員が計画認定者等である。 5</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等 5</p> <p>a 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が 1 人以上含まれている。</p>	
⑧ - 1 有機農業の面積拡大		
有機農業の面積拡大	<p>事業実施計画に記載した実施地域の対象品目における有機農業の取組面積を、新たな有機農業実施計画の目標年次までに拡大</p> <p>ア 10ポイント以上増加又は面積を100ha以上増加 28</p> <p>イ 5ポイント以上増加又は面積を50ha以上増加 25</p> <p>ウ 3ポイント以上増加又は面積を40ha以上増加 23</p> <p>エ 2ポイント以上増加又は面積を35ha以上増加 21</p> <p>オ 1ポイント以上増加又は面積を30ha以上増加 19</p> <p>カ 1ポイント未満の増加且つ面積を30ha未満増加 不選定</p>	
⑧ - 2 取組内容（生産方式の変革）		
スマート農業技術に対応するための生産方式の変革	スマート農業技術に対応するための生産方式の変革に取り組む内容が記載されている事業実施計画書	1
⑨ - 1 有機農業の栽培管理協定の締結		

有機農業の 栽培管理協定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村において、法第 31 条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている。	5
⑨ - 2 地域計画への位置付け		
地域計画への 位置付け	ア 事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき策定された地域計画に位置付けられている。	5
	イ 事業実施地域内の有機農業の取組が、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく協議の場において協議されている。	3

(2) - 4 有機農業産地づくり推進のうち別記 2 第 1 の 1 (4) 関係

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 法との関連性	環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数について、法第 16 条第 1 項に規定する都道府県の基本計画に目標を定めている又は令和 6 年度までに定める見込みがある。	5
⑧ モデル地区 創出の目標値	都道府県管内の市町村のうち、第 1 の 1 (1) の取組を新たに開始する市町村の創出目標	
	ア 2 市町村以上 イ 1 市町村	17 15
⑨ モデル地区 創出の現況値	都道府県管内の市町村のうち、すでに本事業に取り組んでいる市町村数	
	ア 5 市町村以上	16
	イ 4 市町村	14
	ウ 3 市町村	10
	エ 2 市町村	5
	オ 1 市町村	1

(3) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進

評価項目及び配点基準	ポイント
⑦ 法との関連性	
事業実施主体である民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システム	

<p>の確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイの a、b のうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p>		
<p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p>		
	<p>a 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1者以上含まれている。</p>	3
	<p>b 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。</p>	5
<p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p>		
	<p>b 民間団体等の構成員のうち計画認定者等が1者以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p>	5
<p>⑧ 関連性・継続性・有効性・地域性</p>		
<p>関連性</p>	<p>ア 他の施策と連携している取組であるか。</p>	
	<p>a 事業実施主体の所在する都道府県が「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）を策定している。</p>	5
	<p>b 事業実施主体の所在する市町村が「市町村バイオマス活用推進計画」又は「バイオマス産業都市構想」（類似の計画を含む。）を策定している。</p>	5
	<p>c 事業実施主体の所在する市町村が「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」を策定している。</p>	5
	<p>d 事業実施主体の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されている。 ※ a から d までのいずれかに該当した場合に最大5ポイントを加算できるものとする。</p>	5
<p>継続性</p>	<p>イ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。</p>	
	<p>a バイオマス地産地消に係る事業の継続性が十分期待できる。</p>	4
	<p>b バイオマス地産地消に係る事業の継続性が概ね期待できる。 c 事業の継続性が期待できない。</p>	2 不選定
<p>有効性</p>	<p>ウ 事業の目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっているか。</p>	
	<p>a 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・</p>	4

	<p>利用量の向上に資するものとなっている。</p> <p>b 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっていない。</p>	不選定
	<p>エ 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。</p> <p>a 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。</p> <p>b 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。</p> <p>c 現状の把握、課題の把握が行われていない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
地域性	<p>オ 事業内容が地域内のバイオ液肥等活用の推進や地域の災害レジリエンス強化など、地域に裨益する成果が見込まれるか。</p> <p>a 地域住民や自治体と連携がとれ、十分な裨益効果が期待される。</p> <p>b 地域住民や自治体等との連携がとれ、ある程度の裨益効果が期待される。</p> <p>c 地域への裨益効果が期待できない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
⑨ 波及性・実現性		
<p>以下のアからエまでについて、交付等要綱別記6の第1の1に掲げる次の(1)から(5)までの事業ごとに項目を1つ選択する。また、同一事業実施主体において次の(1)から(5)までのうち複数取り組む場合、アからエまでのうち最もポイントの高い項目を1つ選択する。</p> <p>(1) 事業化の推進 -ア</p> <p>(2) 効果促進対策 -イ</p> <p>(3) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 -ウ</p> <p>(4) バイオ液肥散布車の導入 -ウ</p> <p>(5) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 -エ</p>		
波及性	<p>ア 事業において調査・設計等を行うバイオマス利活用施設について、交付等要綱別記7-1バイオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれかと整合し、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。</p> <p>a 波及効果が期待できる(対象施設が、交付等要綱別記7-1バイオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれかと整合し、波及効果が十分期待できる。)</p> <p>b 波及効果が概ね期待できる(対象施設が、交付等要綱別記7-1バイオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれかと整合し、波及効果が概ね期待できる。)</p> <p>c 波及効果が期待できない(対象施設が、交付等要綱別記7-1バイオマス地産地消施設整備の第1の1に掲げる事業内容のいずれにも整合しない。)</p>	<p>7</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
先進性	<p>イ 効果促進対策の実施によって、他団体の模範となるような取組が期待できるか。</p> <p>a バイオマス利活用施設の効果を促進する取組を複数実施する取組</p>	7

	<p>となっており、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課題解決による効果が十分期待できる。</p> <p>b バイオマス利活用施設の効果を促進する取組を1つ以上実施する取組となっており、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課題解決による効果が概ね期待できる。</p> <p>c バイオマス利活用施設の効果を促進する取組となっておらず、副産物の有効利用等といった全国的な課題の改善案の検討・検証、課題解決による効果が期待できない。</p>	<p>3</p> <p>不選定</p>
生産性	<p>ウ 事業内容について、バイオ液肥等が複数の作物種や複数の農家に活用される取組となっているか。</p> <p>a バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組となっている。</p> <p>b バイオ液肥等が複数の作物種あるいは複数の農家へ活用される取組となっている。</p> <p>c バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組となっていない。</p>	<p>7</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
実現性	<p>エ 事業計画について、将来的に資源作物の作付面積拡大、バイオ燃料等の製造が見込まれ、地域のエネルギー地産地消や国産バイオマス製品の利用促進に寄与する取組となっているか。</p> <p>a 関係者間の連携が十分図られており、将来的に資源作物の作付面積拡大、バイオ燃料等の製造が見込まれ、地域のエネルギー地産地消や国産バイオマス製品の利用促進に寄与する取組となっている。</p> <p>b 関係者間の連携が図られており、担い手や販路の確保等の課題を解決することでバイオ燃料等の製造が見込まれる取組となっている。</p> <p>c 資源作物の栽培の定着やバイオ燃料等の製造に及ばない取組となっている。</p>	<p>7</p> <p>3</p> <p>不選定</p>

(4) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業）

	評価項目及び配点基準	ポイント
⑦ 法との関連性	<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けている者又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者と連携した事業実施計画となっているか。</p> <p>a 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある農</p>	<p>5</p>

	<p>林漁業者と連携した計画となっている。</p> <p>b 法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある農林漁業者と連携した計画となっている。</p>	10
⑧ 波及 性	<p>ア又はイのどちらかを選択し、さらに a から c までのいずれかを選択すること。</p> <p>ア 国内の未利用資源である家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残さ等化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）に取り組む場合、広域に流通させる計画となっているか。</p> <p>a 都道府県域を越えて普及拡大を図る計画となっている。 12</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圈と比べて広域的に普及拡大を図る計画となっている。 5</p> <p>c a、b 以外の計画 不選定</p> <p>イ 有機農産物、特別栽培農産物等の農林漁業由来に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の需要拡大・流通の合理化等（以下「流通の合理化」という。）に取り組む場合、環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物について広域的に農林漁業者と取引を行う、又は広域的に流通・販売しようとする計画であるか。</p> <p>a 都道府県域を越えて取引、流通・販売を行う計画となっている。 12</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圈と比べて広域的に取引、流通・販売を行う計画となっている。 5</p> <p>c a、b 以外の計画 不選定</p>	
⑨ 先進 性	<p>ウ又はエのどちらかを選択し、さらに a 又は b のいずれかを選択すること。</p> <p>ウ 資材の生産・販売に取り組む場合、代替肥料やバイオ炭等に利用する原材料の種類、利活用方法、流通量の規模について先進的な計画となっているか。</p> <p>a 都道府県内に同様の取組がみられない。 11</p> <p>b 都道府県内に同様の取組がみられる。 不選定</p> <p>エ 流通の合理化に取り組む場合、導入又は改善を検討する流通の方式、地域、規模等について先進的な計画となっているか。</p>	

a 都道府県内に同様の取組がみられない。	11
b 都道府県内に同様の取組がみられる。	不選定

(5) — 1 グリーンな栽培体系への転換サポート (グリーンな栽培体系への転換)

評価項目及び配点基準	ポイント
<p>⑦ 法との関連性 (10点満点)</p>	<p>事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイのa、bのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が1者以上含まれている。 3</p> <p>b 事業に参加する農業者（協議会の構成員を含む。）について、計画認定者等が過半を占める。 5</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>a 事業に参加する者（協議会の構成員を含む。）のうち計画認定者等が1者以上含まれている。 5</p>
<p>⑧ 取組ポイント (24点満点)</p>	<p>次のi)及びii)から1項目ずつ選択し、24点満点となるように加算する。なお、満点に満たない場合は、満点を超えない範囲内でiii)、</p>

	iv) 及びv) を併せて加算してよい。	
i) 環境負荷低減の取組 (15点満点)	以下のアからケまでのいずれか1つ選択する。 なお、事業実施計画において、複数の環境負荷低減の取組を実施することとしている場合は、主に検証する取組内容に近いものを選択する。この場合、取組ポイントを2ポイント加算する(アを選択する場合を除く。)	
ア 有機農業	事業実施計画における取組内容が、有機農業の栽培体系を検討する取組となっている。 a 有機農業の栽培体系を検討する内容となっている。	15
イ 化学農薬の使用量低減	事業実施計画における取組内容が、現在の栽培体系から化学農薬の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。 a 次の(1)から(5)までのうち、2つ以上の取組となっている。	13
	b 次の(1)から(5)までのうち、いずれか1つの取組となっている。 (1) 土壌くん蒸剤による人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討 (2) 化学農薬以外の防除方法を取り入れ、化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討 (3) 化学農薬の成分使用回数の低減により化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討 (4) 人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替えの検討 (5) 人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入の検討 ただし、有効成分での使用量とADIを基としたリスク換算係数をかけたリスク換算値が、現在の栽培体系から増加する取組については取組の対象としない。	11
ウ 化学肥料の使用量低減	事業実施計画における取組内容が、現在の栽培体系から化学肥料の使用量を低減する栽培	

	<p>体系を検討する取組となっている。</p> <p>a 土壌分析に基づく適正施肥、有機質資材の取り入れ、又は局所施肥技術の取り入れにより、化学肥料の使用量を低減する栽培体系を検討</p> <p>b 現在の栽培体系から更に化学肥料の使用量を低減する栽培体系の検討</p>	<p>1 3</p> <p>1 1</p>
エ 温室効果ガスの削減 (水田からのメタンの排出削減)	<p>事業実施計画における取組内容が、水田からのメタンの排出削減に資する技術を1つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。なお、中干し期間の延長又は秋耕のいずれか1つ以上に取り組むこと。</p> <p>a 2つ以上</p> <p>b 1つ</p>	<p>1 3</p> <p>1 1</p>
オ 温室効果ガスの削減 (CO2、N2Oの排出削減)	<p>事業実施計画における取組内容が、CO2の削減に資する技術、N2Oの削減に資する技術を1つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。</p> <p>a 2つ以上</p> <p>b 1つ</p>	<p>1 3</p> <p>1 1</p>
カ 温室効果ガスの削減 (バイオ炭の農地施用)	<p>事業実施計画における取組内容がバイオ炭施用を新たに取り入れることを検討する取組となっている。</p> <p>a 地域内の未利用資源を原料としたバイオ炭を施用する栽培体系を検討</p> <p>b バイオ炭を施用する栽培体系を検討</p>	<p>1 3</p> <p>1 1</p>
キ 温室効果ガスの削減 (石油由来資材からの転換)	<p>事業実施計画において検証しようとする温室効果ガスの削減に資する技術について、カーボンニュートラルへの貢献を目指して石油由来資材からバイオマス由来資材への転換を検討する取組となっていること。</p> <p>a バイオマス由来資材に転換又は石油由来資材を使用しない代替技術による栽培体系を検討</p> <p>b バイオマス由来を含む資材に転換する栽培体系を検討</p>	<p>1 3</p> <p>1 1</p>
ク 温室効果ガスの削減 (プラスチック被覆肥料)	<p>事業実施計画における取組内容が、プラスチック被覆肥料の使用量低減又はプラスチック</p>	

<p>対策)</p>	<p>被覆肥料殻の流出防止に資する技術を新たに取り入れることを検討する取組となっている。</p> <p>a 代替技術によりプラスチック被覆肥料の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。</p> <p>b プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出を防止する栽培体系を検討する取組となっている。</p>	<p>1 3</p> <p>1 1</p>
<p>ケ 温室効果ガスの削減 (省資源化)</p>	<p>事業実施計画における取組内容が、耐用年数の長い農業資材への切替え若しくは農業資材(農薬及び肥料を除く)の使用量又は使用回数の削減を検討する取組となっている。</p>	<p>1 3</p>
<p>ii) 省力化に資する技術 (9点満点)</p>	<p>事業実施計画において取り組むこととしている省力化に資する技術について、期待される効果に近いもの又は取り入れる技術数に応じて、次のアからエまでのいずれか1項目選択する。</p>	
<p>ア 作業時間低減</p>	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術について、導入する作業工程における10a当たり作業時間の低減割合の見込みが5%以上低減</p> <p>a 35%以上</p> <p>b 30%以上</p> <p>c 25%以上</p> <p>d 20%以上</p> <p>e 15%以上</p> <p>f 10%以上</p> <p>g 5%以上</p>	<p>9</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p>
<p>イ 作業工程削減</p>	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術を導入することで、栽培体系における作業工程の削減見込みが1工程以上削減</p> <p>a 3工程以上</p> <p>b 2工程以上</p> <p>c 1工程以上</p> <p>※耕耘と播種を同時に行う場合も2工程→1工程(1工程減)と考える。</p> <p>※IPMを取り入れることで農薬散布等の回数が</p>	<p>9</p> <p>7</p> <p>5</p>

	削減される場合は、削減された回数分、工程削減と考える。	
ウ 作業人員削減	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術について、導入する作業工程における作業人員の削減見込みが1割以上削減</p> <p>a 5割以上</p> <p>b 3割以上</p> <p>c 1割以上</p>	<p>9</p> <p>7</p> <p>5</p>
エ 技術数	<p>事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術が1つ以上</p> <p>a 新たに取り入れる技術が3つ以上</p> <p>b 新たに取り入れる技術が2つ</p> <p>c 新たに取り入れる技術が1つ</p> <p>d 既に先端技術※を取り入れている</p> <p>※ロボット、AI、ICT等の先端技術</p> <p>※aからcまでの「技術」については、先端技術に限らない。</p>	<p>9</p> <p>7</p> <p>5</p> <p>3</p>
iii) 輸出に向けた栽培体系の検討	農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に規定する輸出事業計画（認定見込みを含む。）に記載された輸出事業の目標達成に向け、輸出先国の求める生産物に対応するための栽培体系の検討を行う場合	2以内
iv) 関連事業との連携	交付等要綱別記2第1の1（1）又は（2）と連携した取組であることが、事業実施計画に記載されている場合	5以内
v) スマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証	スマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行うことが、事業実施計画に記載されている場合	5以内
⑨ 普及目標ポイント（4点満点）	次のアからツまでのいずれか1つ選択する。複数の品目で取組を実施する場合は、主に検証する品目の面積を選択する。	
ア 稲（有機農業）	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積</p> <p>a 10ha以上</p> <p>b 7ha以上</p>	<p>4</p> <p>3</p>

	c 4 ha 以上 d 1 ha 以上 e 1 ha 未満	2 1 0
イ 稲 (有機農業 以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 70 ha 以上 b 50 ha 以上 c 30 ha 以上 d 10 ha 以上 e 10 ha 未満	4 3 2 1 0
ウ 麦・豆類・そば (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 4 ha 以上 b 3 ha 以上 c 2 ha 以上 d 1 ha 以上 e 1 ha 未満	4 3 2 1 0
エ 麦・豆類・そば (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 20 ha 以上 b 15 ha 以上 c 10 ha 以上 d 5 ha 以上 e 5 ha 未満	4 3 2 1 0
オ いも類・露地野菜 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 2.0 ha 以上 b 1.5 ha 以上 c 1.0 ha 以上 d 0.5 ha 以上 e 0.5 ha 未満	4 3 2 1 0
カ いも類・露地野菜 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積	

	a 1.5 ha 以上 b 1.0 ha 以上 c 0.5 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
キ 茶 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 2.0 ha 以上 b 1.5 ha 以上 c 1.0 ha 以上 d 0.5 ha 以上 e 0.5 ha 未満	4 3 2 1 0
ク 茶 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
ケ 果樹 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
コ 果樹 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0

<p>サ 施設園芸 (有機農業)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積</p> <p>a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>シ 施設園芸 (有機農業以外)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積</p> <p>a 7 ha 以上 b 5 ha 以上 c 3 ha 以上 d 1 ha 以上 e 1 ha 未満</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>ス その他 (有機農業)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積</p> <p>a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>セ その他 (有機農業以外)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積</p> <p>a 10 ha 以上 b 7 ha 以上 c 4 ha 以上 d 1 ha 以上 e 1 ha 未満</p>	<p>4 3 2 1 0</p>
<p>ソ 有機農業面積 割合拡大</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次における、対象品目の作付目標面積に占めるグリーンな栽培体系（有機農業）に取り組む目標面積の割合が、現状、対象品目の作付面積に占める環境にやさしい栽培体系に取り組む面積の割合から拡大。</p>	

	<p>a 20ポイント以上</p> <p>b 15ポイント以上</p> <p>c 10ポイント以上</p> <p>d 5ポイント以上</p> <p>e 5ポイント未満</p> <p>※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を0%としてカウントする。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>
<p>タ 有機農業以外 面積割合拡大</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次における、対象品目の作付目標面積に占めるグリーンな栽培体系（有機農業以外）に取り組む目標面積の割合が、現状、対象品目の作付面積に占める環境にやさしい栽培体系に取り組む面積の割合から拡大。</p> <p>a 40ポイント以上</p> <p>b 30ポイント以上</p> <p>c 20ポイント以上</p> <p>d 10ポイント以上</p> <p>e 10ポイント未満</p> <p>※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を0%としてカウントする。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>
<p>チ 野菜 (加工・業務向け割合)</p>	<p>産地において、事業計画に記載した、産地戦略の目標年次における、グリーンな栽培体系に取り組む当該品目の全出荷量に占める加工・業務向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>a 20ポイント増加</p> <p>b 15ポイント増加</p> <p>c 10ポイント増加</p> <p>d 5ポイント増加</p> <p>e 5ポイント未満</p> <p>※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を0%としてカウントする。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>
<p>ツ 果樹 (加工・業務向け割合)</p>	<p>産地において、事業計画に記載した、産地戦略の目標年次における、グリーンな栽培体系に取り組む当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工・業務向けの割合を3ポイント以上増加。</p> <p>a 12ポイント以上増加</p> <p>b 9ポイント以上増加</p>	<p>4</p> <p>3</p>

	c 6ポイント以上増加	2
	d 3ポイント以上増加	1
	e 3ポイント未満	0
	※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を0%としてカウントする。	

(5) —2 グリーンな栽培体系への転換サポート（都道府県域への展開）

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦法との関連性	環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数について、法第16条第1項に規定する都道府県の基本計画に目標を定めている又は令和6年度までに定める見込みがある。	5
⑧環境負荷低減の取組 (20点満点)	<p>以下のアからエまでの1つ以上を選択し、最大で20点となるように合計する。</p> <p>なお、アからエにおける推進を図る技術は、次の(1)から(5)のいずれかに資する技術とする。</p> <p>(1) 化学農薬の使用量の低減 (2) 化学肥料の使用量の低減 (3) 有機農業の取組面積拡大 (4) 温室効果ガスの削減 (5) 従来の栽培体系からの省力化</p> <p>また、アからエまでの複数の作目分類を選択している場合は、4ポイントを加算できるものとする。</p>	
ア 稲・麦・豆類・そば	<p>推進を図る技術の分類の数</p> <p>a 4つ以上 b 3つ c 2つ d 1つ</p>	<p>16 12 8 4</p>
イ いも類・露地野菜	<p>推進を図る技術の分類の数</p> <p>a 4つ以上 b 3つ c 2つ d 1つ</p>	<p>16 12 8 4</p>
ウ 施設園芸（果樹・花きを除く。）	<p>推進を図る技術の分類の数</p> <p>a 4つ以上 b 3つ c 2つ d 1つ</p>	<p>16 12 8 4</p>
エ 果樹・花き・茶・その他	<p>推進を図る技術の分類の数</p> <p>a 4つ以上 b 3つ c 2つ</p>	<p>16 12 8</p>

	d 1つ	4
⑨モデル地区の創出 (8点満点)	次のア又はイを選択すること。	
	ア 都道府県管内において、働きかけを行う地区数	
	a 5地区以上	8
	b 4地区	6
	c 3地区	4
	d 2地区	2
	e 1地区	1
	イ 都道府県管内において、第1の1(1)の取組を既に実施している地区数	
	a 10地区以上	8
	b 8地区以上	6
c 6地区以上	4	
d 4地区以上	2	
e 2地区以上	1	

(6) SDGs 対応型施設園芸確立

評価項目及び配点基準	ポイント
⑦ 法との関連性	(10点満点)
<p>事業実施主体である協議会等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイのa、bのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p> a 協議会等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1人以上含まれている。</p> <p> b 協議会等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p> a 協議会の構成員のうち計画認定者等が1者以上含まれている、又は協議会が計画認定者等である。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>

	⑧ 化石燃料削減に繋がる施設園芸確立に向けた取組の波及効果	(14 点満点)
新技術	<p>ア 交付等要綱別記 4 第 1 の 1 (4) の実証において、従来の栽培様式と比較して化石燃料使用量を 50%以上低減が見込まれる。</p> <p>a 75%以上～100%以下</p> <p>b 50%以上～75%未満</p>	<p>6</p> <p>5</p>
モデル産地の農業者の構成人数	<p>イ モデル産地を育成するため、農業者が協議会に十分な人数参画しているか。該当する取組に応じて、(1) 又は (2) より選択する。</p> <p>(1) 交付等要綱別記 4 第 1 の 1 (5) の実証に取り組まない場合、2 戸以上参画</p> <p>a 5 戸以上</p> <p>b 4 戸以上</p> <p>c 3 戸以上</p> <p>d 2 戸以上</p> <p>(2) 交付等要綱別記 4 第 1 の 1 (5) の実証に取り組む場合、5 戸以上参画</p> <p>a 20 戸以上</p> <p>b 15 戸以上</p> <p>c 10 戸以上</p> <p>d 5 戸以上</p>	<p>6</p> <p>4</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>6</p> <p>4</p> <p>2</p> <p>1</p>
脱炭素化に向けた取組	<p>ウ 事業実施地域の所在する市町村が以下 (1) から (7) までのうち、2 項目以上に該当する場合</p> <p>エ 事業実施地域の所在する市町村が以下 (1) から (7) までのうち、1 項目に該当する場合</p> <p>(1) 脱炭素先行地域に選定されている場合</p> <p>(2) 地球温暖化対策計画の推進に関する法律に基づく計画 (区域施策編) に位置付けられた取組である。</p> <p>(3) 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成 25 年法律第 81 号) に基づく基本計画に位置付けられた取組である。</p> <p>(4) 事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」 (類似の計画を含む。) に</p>	<p>2</p> <p>1</p>

	<p>位置付けられた取組である。</p> <p>(5) 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた取組である。</p> <p>(6) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条に基づく地域計画が策定済みである。</p> <p>(7) 基盤強化法第 18 条に基づく協議の場を設置し、協議を実施している。</p>	
	⑨ モデル産地で掲げる成果目標	(14 点満点)
成果目標の水準 (脱炭素化への農業経営の転換)	<p>ア 成果目標の水準について、以下(1)及び(2)の各々を合計したポイントとする。ただし、協議会内で複数品目において成果目標を定める場合は、各々ポイントの高い品目を採択ポイントとする。</p> <p>(1) 化石燃料（A重油等）の使用量の 15%以上の削減</p> <p>a 60%以上 7</p> <p>b 45%以上 5</p> <p>c 30%以上 3</p> <p>d 15%以上 1</p> <p>(2) 単収当たりの化石燃料（A重油等）使用量の 15%以上の削減</p> <p>a 60%以上 7</p> <p>b 45%以上 5</p> <p>c 30%以上 3</p> <p>d 15%以上 1</p>	

(7) - 1 地域循環型エネルギーシステム構築（営農型太陽光発電のモデル的取組）

評価項目及び配点基準	ポイント
⑦ 法との関連性	
<p>事業実施主体である協議会等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、法第 19 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第 21 条第 1 項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第 39 条第 1 項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和 6 年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイの a、b のうち該当するものを選択し、合計すること。（10 点満点）</p>	

	<p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 協議会等の構成員のうち農業者について、計画認定者等が1者以上含まれている。</p> <p>b 協議会等の構成員のうち農業者について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>a 協議会等の構成員のうち計画認定者等が1者以上含まれている、又は協議会等が計画認定者等である。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>
⑧多様性・実効性		
多様性	<p>地域モデルの検討のため、多様な立場の者が取組に参画しているか。</p> <p>ア 参画者の中に都道府県又は市町村が含まれる。</p> <p>イ 参画者の中に7以上の立場の者が含まれる。</p> <p>ウ 参画者の中に5以上の立場の者が含まれる。</p> <p>エ 必須参加者しか含まれない。</p> <p>オ 地域モデルの検討に十分な体制が構築されていない。</p>	<p>1 2</p> <p>7</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
実効性	<p>取組の参加者のうち農業者について</p> <p>ア 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者（以下「担い手」という。）のいずれかに該当する場合</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）</p> <p>2 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）</p> <p>3 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）</p> <p>4 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</p> <p>イ 上記担い手以外の農業従事者</p>	<p>6</p> <p>0</p>
⑨実現性・関連性・先進性		
実現性	<p>事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されている場合</p> <p>事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されていない場合</p>	<p>2</p> <p>0</p>
関連性	前年度に当事業に取り組んでおり、地域における最適な営農モデルが確立している場合	6

	当事業に初めて取り組む場合	0
先進性	過去及び現在、事業実施地域の所在する都道府県において、他の事業実施主体が当事業に取り組んでいない場合	2
	過去及び現在、事業実施地域の所在する都道府県において、他の事業実施主体が当事業に取り組んでいた場合	0

(7) - 2 地域循環型エネルギーシステム構築（未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査）

	評価項目及び配点基準	ポイント
	⑦ 法との関連性	
	<p>事業実施主体である民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイの a、b のうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1者以上含まれている。</p> <p>b 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>a 民間団体等の構成員のうち計画認定者等が1者以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p>	<p>3</p> <p>5</p> <p>5</p>
⑧ 実現性	<p>事業実施地区が次のいずれかに該当する場合。</p> <p>1. 当該地区がバイオマス産業都市に選定されている地域内であり、バイオマス産業都市構想の事業化プロジェクトに位置付けられている場合。</p> <p>2. 当該地区がバイオマス産業都市に選定されている地域内であるが、バイオマス産業都市構想の事業化プロジェクトに位置付けられていない場合。</p>	<p>28</p> <p>20</p>

	3. 当該地区が市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定している場合。	14
	4. 当該地区が都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定している場合又は脱炭素先行地域に選定されており、かつ、脱炭素先行地域募集要領に定める計画提案書にバイオマスの活用が含まれている場合。	7
	5. 上記のいずれにも該当しない場合。	0

(8) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち
バイオマス地産地消施設整備

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 法との関連性		
<p>事業実施主体である民間団体等の構成員に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイのa、bのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）</p> <p>ア 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の計画認定者等</p> <p>a 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が1者以上含まれている。</p> <p>b 民間団体等の構成員のうち農林漁業者について、計画認定者等が過半を占める。</p> <p>イ 基盤確立事業実施計画の計画認定者等</p> <p>a 民間団体等の構成員のうち計画認定者等が1者以上含まれている、又は民間団体等が計画認定者等である。</p>		3 5 5
⑧ 関連性		
関連性	ア 他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可）	
	a 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。	10
	b 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。	5
	(1) 事業実施地域の所在する都道府県が策定する「都道府県バイオ	

	<p>マス活用推進計画」(類似の計画を含む。)に位置付けられた取組</p> <p>(2) 事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」(類似の計画を含む。)に位置付けられた取組</p> <p>(3) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組</p> <p>(4) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組</p> <p>(5) 事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)に基づく基本計画に位置付けられた取組</p> <p>(6) 事業実施地域の所在する都道府県が「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき策定する「地域別農業振興計画」に位置付けられた取組</p> <p>(7) 事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組</p> <p>c a又はbのいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に、事業実施地域の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の具体的波及効果に関する記載がある。</p>	3
⑨ 安定性・確実性		
安定性	<p>ア 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか(aからcまでのいずれかを選択すること。)</p> <p>※決算(事業)報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。</p> <p>a 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合</p> <p>(1) 事業実施主体の直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。 4</p> <p>(2) 事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。 2</p> <p>(3) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている、又は直近の決算において債務超過となっている。 不選定</p> <p>b 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合</p> <p>(1) 親会社等の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。 4</p> <p>(2) 親会社等の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字、かつ、直近</p>	4 2 不選定 4 2

	<p>の決算において債務超過となっていない。（（１）は除く。）</p> <p>（３）親会社等の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている、又は、直近の決算において債務超過となっている。</p> <p>c a 及び b 以外の場合</p> <p>（１）事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない、又は、事業実施主体が地方公共団体である。</p> <p>（２）事業実施主体の直近３年の経常損益のうち１年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（（１）は除く。）</p> <p>（３）事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている又は、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>不選定</p> <p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
確 実 性	<p>イ 事業実施要件は具備されているか。</p> <p>a 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地が確保されていることが契約書により、確認できる。</p> <p>b 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがあることが用地交渉記録等により確認できる。</p> <p>c 資金調達計画が作成されていること、又は施設用地の確保が見込まれることが書面で確認できない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
	<p>ウ 原料の調達（調達体制）は確立されているか。</p> <p>a 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達の確約がとれている。</p> <p>b 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調達する見込みがある。</p> <p>c 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達の確約がとれていない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
	<p>エ 製造された製品等（副産物を含む。）の販路、利用先の確保はされているか。</p> <p>a 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されている。</p> <p>b 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。</p> <p>c 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用が確約されていない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>

	オ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	
	a 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。	2
	b 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。	1
	c 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ、技術協力が得られる体制にない。	不選定

(9) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち
環境負荷の低減を支える基盤強化対策（整備事業）

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 法との 関連性	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けている者又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある者と連携した事業実施計画となっているか。	
	a 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある農林漁業者と連携した計画となっている。	5
	b 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又は令和6年度までに認定を受ける見込みがある農林漁業者と連携した計画となっている。	10
⑧ 一 波及性	ア又はイのどちらかを選択し、さらに a から c までのいずれかを選択すること。	
	ア、国内の未利用資源である家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残さ等化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む。以下「代替肥料」という。）や燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物（以下「バイオ炭」という。）等の計画的な生産の拡大及び広域的な流通の促進（以下「資材の生産・販売」という。）に取り組む場合、広域に流通させる計画となっているか。	
	a 都道府県域を越えて普及拡大を図る計画となっている。	3
	b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圈と比べて広域的に普及拡大を図る計画となっている。	1
	c a、b以外の計画	不選定

	<p>イ 有機農産物、特別栽培農産物等の農林漁業由来に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の需要拡大・流通の合理化等（以下「流通の合理化」という。）に取り組む場合、環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物について広域的に農林漁業者と取引を行う、又は広域的に流通・販売する計画であるか。</p> <p>a 都道府県域を越えて取引、流通・販売を行う計画となっている。</p> <p>b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圈と比べて広域的に取引、流通・販売を行う計画となっている。</p> <p>c a、b以外の計画</p>	<p>3</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
⑧ — 2 先 進 性	<p>ウ又はエのどちらかを選択し、さらに a 又は b のいずれかを選択すること。</p> <p>ウ（資材の生産・販売の場合）代替肥料やバイオ炭等に利用する原材料の種類、利活用方法、流通量の規模について先進的な計画となっているか。</p> <p>a 都道府県内に同様の取組がみられない。</p> <p>b 都道府県内に同様の取組がみられる。</p> <p>エ（流通の合理化の場合）導入又は改善を検討する流通の方式、地域、規模等について先進的な計画となっているか。</p> <p>a 都道府県内に同様の取組がみられない。</p> <p>b 都道府県内に同様の取組がみられる。</p>	<p>2</p> <p>不選定</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
⑨ — 1 安 定 性	<p>オ 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか（a から c までのいずれかを選択すること。）</p> <p>※決算（事業）報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。</p> <p>a 事業実施主体が施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合</p> <p>（1）事業実施主体の直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。</p> <p>（2）事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。</p> <p>（3）事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっていない</p> <p>る、又は、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>

	<p>b 事業実施主体が施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合</p> <p>(1) 親会社等の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。</p> <p>(2) 親会社等の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。((1) は除く)</p> <p>(3) 親会社等の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている、又は、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p> <p>4</p> <p>2</p>
	<p>c a 及び b 以外の場合</p> <p>(1) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない、又は、事業実施主体が地方公共団体である。</p> <p>(2) 事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。((1) は除く)</p> <p>(3) 事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている又は、直近の決算において債務超過となっている。</p>	<p>不選定</p>
⑨ — 2 確 実 性	<p>カ 必要な資金が担保されているか。</p>	
	<p>a 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地が確保されていることが契約書等により確認できる。</p>	5
	<p>b 融資機関等との協議により資金調達計画が作成されていることが融資証明書等で確認でき、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがあることが用地交渉記録等により確認できる。</p>	2
	<p>c 資金調達計画が作成されていること、又は、施設用地の確保が見込まれることが書面で確認できない。</p>	不選定
	<p>キ 原料又は環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物（以下「原料等」という。）の調達体制は確立されているか。</p>	
	<p>a 計画量の全量に対し、原料等の調達先（原料の収集・運搬者を含む。）との間で、契約書や同意書等により調達が確約されている。</p>	<p>4</p> <p>2</p>

	<p>b 計画量の一部に対し、原料等の調達先（原料の収集・運搬者を含む。）との間で契約書や同意書等により調達が確約されており、それ以外からも今後調達する見込みがある。</p> <p>c 原料等の調達先（原料の収集・運搬者を含む。）との間で、契約書や同意書等による調達が確約されていない。</p>	不選定
	<p>ク 製品の販路、利用先の確保はされているか。</p> <p>a 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されている。</p> <p>b 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用が確約されており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。</p> <p>c 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用が確約されていない。</p>	<p>4</p> <p>2</p> <p>不選定</p>
	<p>ケ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。</p> <p>a 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。</p> <p>b 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。</p> <p>c 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。</p>	<p>4</p> <p>1</p> <p>不選定</p>
	<p>コ その他の事業実施要件が具備されているか。</p> <p>a 要件を満たしている。</p> <p>b 要件を満たしていない。</p>	<p>2</p> <p>不選定</p>